

令和9年 A 伊勢神宮式年遷宮関連助成事業 募集要項

公益財団法人伊勢文化会議所

1. 助成の目的

- ① 伊勢神宮式年遷宮に関連する文化・技術・祭礼・研究活動を支援し、地域文化の継承と発展に寄与すること。
- ② 伊勢神宮式年遷宮に携わる団体の活動を後押しし、持続可能な文化継承の仕組みづくりに貢献すること。

2. 助成対象

- ① 伊勢神宮式年遷宮に関する祭礼・行事の活動と、その教育・普及活動に資する活動を企画・実施、または参画する、非営利の団体（株式会社等の営利法人を除く）。
※加えて以下の要件を満たすこと。
 - （ア）原則として過去1年以上の継続的な活動実績があること
 - （イ）三重県内で活動する団体であること
 - （ウ）宗教活動または政治活動を主目的としない団体であること
 - （エ）反社会的勢力と一切関わりがないこと（構成員に関係者を含まないこと）
 - （オ）会計処理・報告が適正に行える体制を有すること（代表者・会計担当者が明確であること）

3. 助成対象事業

- ① 伊勢神宮式年遷宮に関連する祭礼や行事の実施
- ② 伊勢神宮式年遷宮に関する教育・普及活動（講座、展示、教材制作など）
- ③ 伊勢神宮式年遷宮に関連する地域住民参加型の文化振興イベント

4. 助成金額・件数

- ① 伊勢神宮式年遷宮に関連する活動：助成上限金額30万円（上限80件）
- ② 助成率：対象経費の80%以内
※対象事業の活動費の一部を助成させていただきます。
※採択となった場合でも、応募された金額が満額助成にならないこともあります。

5. 助成期間（活動対象期間）

- ① 令和9年1月1日～令和9年12月31日 ※原則1年間（単年度事業）

6. 応募資格

- ① 三重県内に拠点を有する地域活動団体

- ② 過去に重大な不正行為がないこと
- ③ 助成終了後に成果報告ができること

7. 応募方法

- ① 所定の申請書もしくは申請フォームに必要事項を記入し、期日までに提出
- ② 提出方法：郵送もしくはインターネットによる申請
- ③ 添付資料：助成申請書、団体概要、過去の活動実績

8. 選考方法

- ① 書類審査（公益性・文化的意義・地域性・住民参加度・持続性を評価）
- ② 審査委員会による総合的判断

9. 応募期間

- ① 応募期間：令和8年9月1日～令和8年10月31日
- ② 結果通知：令和8年11月頃

10. 決定後の助成団体の義務

- ① 覚書の締結
- ② 助成事業終了後、事業報告書の提出
- ③ 助成金の使途について会計報告書の提出

11. 助成金の支給方法

- ① 令和8年12月に振込みます。

12. その他

- ① 助成可否の理由についてはお答えいたしかねます。また、審査結果に関わらず、応募時にご提出いただいた資料は返却いたしません。
- ② 対象事業にかかる費用全額の助成応募や書類不備は審査の対象となりませんのでご注意ください。
- ③ 活動後にご提出いただく「報告書」をもって確定します。助成した金額に余剰が発生した場合はその旨ご申告いただき、当財団から発行する請求書に基づいて、ご返金いただきます。
- ④ 助成となった場合は応募団体と同一名称の口座への振込に限ります。
- ⑤ 助成可否、助成金額に関わらず、概ね計画通りに活動を実行できることが応募の前提となります。
- ⑥ 応募は1団体1活動とします（下部組織も同一団体とする）

13. 注意事項

【対象外の事業】

- ① 伊勢神宮式年遷宮に関連のない行事・活動（例：伝統性のない創作太鼓など）
- ② 三重県外での行事・活動
- ③ 本来とは異なる地域で行う、または参加する行事・活動
- ④ 伊勢神宮式年遷宮との関連が希薄または特定できない行事・活動
- ⑤ 活動・行事内容が不明確な活動
- ⑥ 申請団体が主体的に企画・運営を行わず、全面的に第三者へ委託する事業
- ⑦ 応募団体の役員が関係する企業・団体等を主要な取引先とする活動
- ⑧ 直接・間接を問わず営利につながる活動（例：参加費を徴収する公演・講演会・研修会等）

【対象外の費用】

- ① 団体や参加者の自主財源で賄うべき経費（例：有料公演や研修に関わる費用、団体構成員への出演料等）
- ② 団体の通常運営にかかる経費（汎用備品、家賃、水道光熱費、通信費等）
- ③ 保険料（障害・賠償等）
- ④ 飲食・交際費、レセプションや打ち上げ費用
- ⑤ 打合せ等の会議費
- ⑥ 参加者・講師等へのお土産・贈答品等
- ⑦ 伊勢神宮式年遷宮と無関係なイベント費用（花火、他地域の伝統芸能、塗り絵、メイク等）
- ⑧ 特定の企業・団体の販売促進、集客につながる費用等
- ⑨ 関係者間の利益供与につながる取引（応募団体役員が、費用支払先の関係者を兼務している等）
- ⑩ 主催団体から応募団体へ依頼の協賛金・協力金
- ⑪ 事業の企画の外部委託費（企画立案～運営の過半を委託など）
- ⑫ 商業目的の物品製作・施設設営（有料席等）などに関わる費用
- ⑬ 対象期間外の費用（過去支出含む）
- ⑭ 他の助成金・補助金と重複計上された費用
- ⑮ 趣旨に照らして不適当と当財団が認められるもの

14. 助成金の交付取消等

- ① 取消：助成申請書に記載の行事・活動の中止、虚偽の申請・報告、必要書類の未提出等があった場合は、助成金交付を取消、または中止することがあります。
- ② 返還：助成金交付の取消・中止の場合は、交付した助成金の一部もしくは全額の返還を求めることがあります。
- ③ 返金：収支報告に返納すべき助成金がある場合は、当財団から請求書を発送しますので、指定期間内に指定口座へ返納額をお振込みください。

15. 問い合わせ先

公益財団法人 伊勢文化会議所 事務局 助成事業担当
住所：〒516-0026 三重県伊勢市宇治浦田1丁目5番3号
電話：0596-20-8251（五十鈴塾）

※この助成事業は、当財団前代表理事・浜田益嗣氏の寄付により実施しております。

以 上